

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

波路上濱播州流製噶起原考

全



經濟學部
研究室
5Z
1206

東大
12

經濟學部
研究
5
1206

波路上濱
播州流
製塩起原考



38461

經濟

波路上濱播州流製塩起原考

肅啓陳々先日々甚御無禮申上鳴謝之至に不堪候過日知事
青葉神社に参拜の節本吉郡馬籠村の者にて佐藤某と申者
卯年前播州赤穂に罷越製塩業小従事したるに付御談話
有之候趣に候處知事に於て右参考に致度儀有之候由に付
御多忙之折柄乍御迷惑右小關する事實御詳記至急知事
て御差出被下候様願上度直々罷出御依頼可申義に有之候
得共今日よて北方巡回の都合にて其意を果し兼候に付書
面を以て申上候不悪御思食被下度先々願用のこ如此に御
坐候敬具

十二月二日

坂元藏之允

文庫書院藏

一條様

坐下

是は三十四年十月九日小野田知事公青葉神社に参拜
 の節談偶本吉郡波路上播州流製塩場の事及び是の
 製塩場の事業を興すの當時淺野内匠頭の家老大石内
 藏助與て力ある事の話と同郡氣仙沼町横田屋新兵
 衛ある者に聞く所と内藏助の茄子の自畫賛を舊仙臺
 藩醫佐々城朴庵ある者の所藏せしとの談話をせしに
 よて公其事實を詳細筆記せんを坂元縣屬をして請
 こし允られたるなり仍て其事實を忡せんとするに臨
 こ先つ新兵衛に此事を聞く所以のものと記す十郎弱
 年の時赤穂義士小關ある幕府の公文書と無論復讐の

事に關する書類諸士等の俗牘を集めて其顛末を明小
 せんとのを四方小搜索し彙萃冊を為す命して赤穂義
 士復讐始末と云ふ新兵衛之を見て十郎をして内藏助
 の書簡を一覽せしめんと云ふにあり其新兵衛のいふ
 所を左に記す

横田屋新兵衛の話

本吉郡馬籠村小佐藤半治ある者阿豆家に大石内藏助の書
 簡を秘藏す其祖先小三右衛門と云ふ者あり之を波路上濱
 播州流製塩場の開祖と云天和年間三右衛門奥州の塩の粗
 悪にして異國用^{之を}を憂^ふ播州製塩の精且美なるを
 見て其製法を學べんとして播州赤穂に至る當時赤穂の製
 塩場と其製法を秘して他邦人を製塩場に入るを國禁と

朱書

首書門前

此小至^ママて三右衛門多年の望みを失ふ仍て近鄰の農家
 に入夫とな^マ製塩場に入るを^マ得た^マ俗云ふ塩場働^マ
 あり居る年餘にして其法を自得す故に帰國せんと脱走し
 國境に至れ^マ境目付の捕ふる所とある三右衛門止むを得
 ず仙臺^マ塩製粗悪なるのみならず且國用^マに足らざるを以
 つて赤穂の製法を竊^マ得せんと^マの意小出たるの實を具
 に述へ且哀願して云く國禁を犯^マの罪を^マ辞せ^マと雖も若
 し他日^マ恩命^マの有^マあれ^マて歸國して自國に赤穂製塩の法を^マ閑
 き國用の足らざるを^マ補^マす^マ何の幸か之に過^マきん是唯僕^マの
 幸のこなら^マに闔國十藩の幸あり^マと家老大石内藏助之を^マ聽
 断して云く仙臺と海岸百里に涉る大國にして國內塩に事
 を^マ關くと憂へ一農民として三百里を遠しとせす^マ未^マて

製法を^マ自得せんとするを賞^マをへくして罰^マを可^マきにあら^マ
 速に歸國を命^マせ^マへし顧ふに三右衛門の塩場に入るの日猶
 淺し豈熟知^マと云ふ可^マんや三右衛門と共^マ塩師^マ兩人も遣
 へし其志を成^マさし勿^マ木國の用^マ小供^マすへしと三右衛門之を
 聞きて歡喜謝^マる所を知ら^マに感泣して辞^マし去る歸國して
 藩吏に具申す
 藩主(肯山公)之を聞^マき内藏助の三右衛門を^マ待^マつ^マ懇篤
 なる^マ使者^マを以^マて赤穂の江戸藩邸に謝^マせ^マと云ふ依^マて内藏
 助より^マ塩師二人の者に製塩場開發の事を盡力勉勵す^マへ^マ
 と云^マひ來^マせし書簡^マなりと云ふ^マは^マ
 是れ新兵衛と十郎か編纂を裨益せんとの厚意なれと
 も其書の旨趣復讐小關せざる故小自筆なれと一覽せ

朱書

朱書

新書附編

んと云ひ置きしまでなす其後数月を経て新兵衛米了し時の話に自筆にも所らにして役人の代書かぞと云ふ故に内藏助の書役或も祐筆の代書せしものにても可ぞしうと思ひ特小見るへきの必用もなきものとして可ぞし事を實に四十年前の事かぞ

因小云ふ横田屋新兵衛を氣仙沼の者なり舊藩中殖産の事業に力を盡せしと多し行徳流の製塩又ち蒸騰樓製塩（蘭法の製塩法）法を開き其最も著しき功の今日に存して小民を益せるものと柴海苔と称するものはかぞ新兵衛江戸小あそ品川海濱の柴を海中に立て海苔を生せしむるを傳習し是を地方の産物と為さんと職人多人数を品川よぞ下し家産を傾けて資金を

小民共小興へて従事せしむ今日出産せる所の海苔を以て数万金を得るものい新兵衛の心力を盡せしに基す是よぞ先き奥の海濱十郎等弱年の時まで天然生の海苔のみかぞ明治十八年三陸水産共進會開設の節宮城縣知事松平正直氏新兵衛殖産業に力を盡せしを追賞す

又佐々城朴庵翁所藏の内藏助の茄子の自畫賛を維新の際東京人の手小入すて今を觀るへきなし之を模寫したる物と原の町庄司氏所持す一庄司氏の祖父甘柿舍翁の模寫せる所なぞ一予先年之を見る大小の茄子四ツを畫り賛小一持つて来へ値にくかまそに初茄子良雄とあそ

世小傳不佐々城翁醫療の爲め波路上に行きし時良雄塩師の

朱書

新書降臨

家より贈られし物ありと云ふ
 又佐々城朴庵（論）の友人ある或老人の話ありとて昔し佐
 佐城（氏）の所蔵せし内蔵助の茄子の畫賛と波路上塩師の
 家より贈られしかと云ふ話を附會も亦甚し天保年間
 佐々城火災（氏）罹りし事あり當時佐々城（氏）の云ふやう家
 屋器具衣服の如きを得るの道あれとも弱年より集め
 し書畫小至りても再び得るの道なし今日を壁上掲ぐ
 可きの幅た小無く烏有に付したるとの歎息を慰めん
 とて新妻九兵衛（仙臺藩士）なる人贈りし物ありと
 云ふを近今十郎製塩場の事實を搜索する小付未だ
 て語る人ありしなり
 斯く艸稿をなしたれとも唯口碑小存せる事を記した

るのみなれを靴を隔つるの思ひ無き能くは佐藤家所
 蔵の内蔵助の書簡を縦ひ代筆にても今度を一覽する
 の必用ありければ本吉郡の神職山内篤宗等を始め同
 郡の人に遇ふを之を借覽せんを依頼せれとも皆
 人傳小して其意を達する能くは空しく数ヶ月を送り
 しなり
 又觀蹟聞老志封内名跡志封内風土記の三書を閲みて
 るに少差あるのみあり其中聞老志ハ製塩場開發を距
 る年数遠からざるを以て是を採萃して名跡志風土記
 の異なる所を附記す
 觀蹟聞老志 佐久間義和の著
 波止上塩竈

朱書

波路上ハ乃チ村名是乃チ古ノ階上郡ノ地ナリ後人其文字ヲ誤リテ舊名ヲ失フ瀕海ノ地ヲ闢キ煮塩ノ場ヲ設ク其地タルヤ白沙渺々緑水漫々タリ天和三年癸亥始テ興ス所ナリ當時郷老三内作内ナル者アリ相議シテ曰ク古ヨリ我邦塩ヲ煮ルノ制他邦ト異ナリ故ニ其利モ亦微ナリ今天下好塩ノ地ヲ擇ハ、播州明石ハ諸邦ニ冠タリ其人ヲ此ニ招キ其制ヲ師トシ其術ヲ習ヒ以テ功ヲ成シ利ヲ逞フスルニ如カス仍テ播磨ニ往キ師ヲ請ヒ来リ具リニ其制ヲ傳フ是ニ於テ馬籠村ノ人三内金山下司芳賀傳内郡長熊谷太兵衛氣仙沼市人市兵衛東山纒羽市郎兵衛清水川市長喜三郎歌津村人仲右衛門邑長市郎兵衛同邑久内權兵衛凡テ十人但富家各財ヲ出シカヲ戮セテ費用

ヲ償ヒ功勞ヲ計リ其所ヲ此ニ擇フ云々
名跡志風土記波止上塩竈ヲ波路上弁鹵ニ作り緑水ヲ
緑波ニ作り他邦ヲ南邦ニ作ル
三右衛門と三内とあるも佐久間氏著書の際も三右衛
故人トナリ三内戸主たてしより誤るものか似たり
聞老志名跡志風土記の三書皆播州明石とす明石と浅
野侯の領小非す浅野侯の領小非れも則大石内藏助典
て知る可きに非るなり四十年前新兵衛小聞く所と大
に異なる唯靴を隔つるの思ひを為すのこならず十郎
の疎略輕信一場の滑稽談を為す者の如く知事公の覽
に供する能を此小至りて佐藤家の古文書の尤必用
なると知ると雖し之を借覽せざるの道なきに苦しむ茲

朱書

小数月なまき本年六月に至りて佐藤同家の人にて佐藤共二郎ある者仙臺に居住するを聞き未だ一面の識なしと雖も早速之を訪ふて借覽せんことを請ふ共二郎速に許諾し人をして波路上に馳らし免日あらはして古文書舊記等を持参し共中十郎暗夜小燈を得るの思ひがす其喜亦知るへし之を左小掲く

○浅野内匠頭内黒沢小助の人受取書

浅野内匠頭領内播州赤穂郡加里屋村宇兵衛新田村忠右衛門兩人儀去ル頃仙臺に御呼下し候處此度御戻し候付為送庄三郎と申仁御添被指越之慥右兩人請取申候為其如以候以上

浅野内匠頭内

亥十一月十日

黒川小助 □ 五

仙臺本吉野郡志津川にて

佐藤三右衛門殿

按まるに亥十一月十日と天和三年癸亥あるへし本吉野郡とあるも當時某の郡との、字を添て云ひし言葉よその誤であるへし

三右衛門と馬籠村あるを志津川にてとあり翌年貞享元年五月六日の尾崎甚兵衛等よと三右衛門弟五郎七郎の濱大工給金定約書にともこの村とあり恐らくそ附添の庄三郎と志津川の者にてともあり誤りしにや


○播州赤穂塩屋庄屋共よと差したしなる濱大工給金約定

書二通

一奥州仙臺御領御塩竈并御塩濱引拵煮様等迄御當地之流
に被成度由小て濱大工被相雇候間則當御奉行中迄御扱
露申上候て當かゞ屋町助三郎と申者子ノ五月よゞ同十
月迄之御約束小て遣し申候給分之儀も小判拾兩壹歩に
相定右之内金七兩只今慥小請取申候相殘三兩壹歩と於
仙臺ニ御約束之通相勤罷上マ候時分無相違可被相渡候
且又仙臺へ罷下り何に不寄各々へ相談仕塩濱拵塩竈奴
ぞこしらへ諸事御當地流に仕候様小申付候右之者當十
月中小大坂へ上着申様に於江戸ニ内匠頭様御屋敷迄送
被届ケ答小申定候道中路錢之儀と上下共小大坂迄ハ泊
ニ旅籠晝通り分ハ被相出答小申定候


一此者宗旨之儀ハ代々一向宗當時万福寺且那に紛無御坐
候則寺手形持参為致候 御公儀御法度之切支丹小て無
御坐候仍為後日之如件

播州赤穂かゞや町大年寄

前川新右衛門 

同 庄屋

貞享元年子ノ五月六日

長安市左衛門 

奥州仙臺本吉郡まこめ村

高橋五郎八殿

佐藤五郎七殿

按スる小此年天和四年改元小して貞享元年甲子なり
五郎七と三右衛門弟にして手代の由なり

一奥州仙臺御領御塩釜并御塩濱引拵煮様等近御當地之流
に被成度由小て濱大工被相雇候間則當御奉行中近御披
露申上候て當塩屋徳右衛門と申者子ノ五月より十月ま
て之御約束小て遣申候給分之儀ハ小判拾両壹歩に相定
右之内金七両只今慥ニ受取申候相残三兩壹歩ハ於仙臺
ニて御約束之通相動メ罷上り候時分無相違可被相渡候
且又仙臺ハ罷登リ何ニ不寄各ハ相談仕塩濱拵塩竈奴
拵諸事當地流ニ仕候様ニ申付候右之者當十月中ニ大坂
ハ上着申様ニ於江戸ニ内匠頭様御屋敷まで送被届筈ニ
申定候道中路金之儀ハ上下共ニ大坂まで泊々旅籠書
通之分ハ被相出筈ニ申定候
一此者宗旨之儀ハ代々一向宗にて當地真光寺旦那ニ紛無

御坐則寺手形持參為致候 御公儀御法度之切支丹小て
ハ無御坐仍て為後日如件

播州赤穂郡塩屋庄屋

尾崎 甚兵衛 判

松本興三左衛門 判

貞享元年子、五月六日

奥州仙臺本吉郡まごめ村

高橋五郎八殿

佐藤五郎七殿

○馬籠村三右衛門孫三九郎祖先功勞仙臺藩以上申書

本吉郡馬籠村三九郎先祖書上覺

一佐藤越前信貞

委細先祖之儀ハ佐藤孫四郎より書上候通ニ御坐候

右越前三男

一佐藤伊豆信時

右伊豆儀葛西左京大夫様の御奉公仕候

右伊豆嫡子

一佐藤助右衛門

右助右衛門儀天正十八年葛西家御没落以後寧人小て罷
在元和元年大坂御陣の馬上にて御供仕候

右助右衛門嫡子

一馬籠村六兵衛

右六兵衛嫡子

一同村三右衛門

右三右衛門養嫡子

一同村 三内

右三右衛門儀乍憚御奉公にて可罷成哉と御領内御鉄御不
自由之節玉造郡中山小て御直山御鉄吹方仕御利潤金千三
百八切餘御坐候右御利潤金三右衛門骨折候ニ付テ罷出候
儀ニ付被下置旨被仰付候處為冥加之御奉公致上候儀ニ御
坐候間差上申度由願申上御藏の相納申候其以後御領内御
塩不自由之節にて御膳塩も上方より御求被成置候ニ付テ
品々申上自分物入ヲ以テ播州に罷登リ塩煮方見分仕御領
分ニテ塩煮方被仰付候ハ、御勝手小も可罷成歟と自分物
入を以テ三度迄罷登淺野内匠頭様御領内にて品々申上御塩
師兩人拜借仕召連罷下御領内ニ於て波路上濱播州流御塩
場取立仲間九人申合貞享元年より右波路上濱小て御膳塩

花塩等まで焼方為仕候處御國元在米御塩と格別違塩性
且敷薪等も入劣り過分小出増御國永々御重寶小罷成候に
付仲間九人共持高御素年貢小被成下祖父三右衛門代より
拙者まで御塩煮御用首尾能相勤罷在候
右之通御尋小付書上仕候以上

享保十三年

七月

本吉郡馬籠村

三九郎

按吏るに此書を仙臺藩より祖先の功勞尋問小付答申
せらるゝのこして佐藤家の所藏あり
大坂御陣御供とも仙臺藩祖政宗卿出陣の節供したる
あり

素年貢といす収入くと讀み今日なれと正租のこを納
免地方稅村稅の如きを免するを以ふあり

○馬籠村三右衛門曾孫吉兵衛仙臺藩祖先功勞上申書

本吉郡波路上濱播州流御塩場先祖代取立指上候勤
功之品々奉申上候事

- 一拙者先祖佐藤伊豆と申者葛西御家の奉公仕候筋目之者
- 二御坐候天正中葛西没落後浪人ニ罷成本吉郡馬籠村ニ
住居罷在候嫡子助右衛門代寛永十八年御領内御檢地御
竿御改被遊候砌御竿答申上御百姓ニ罷成候
- 一助右衛門儀何か御國元御重寶ニ罷成儀モ御坐候ハ、
仕上度心懸罷在候處御領内ニ荒鉄吹方仕者無御坐遠國
ヨリ荒鉄御求被為遊至テ御不自由ニ付御奉公ニモ罷

文書書名

成哉ト右助右衛門家分之從弟佐藤十郎左衛門小内々吟
味仕

貞山様ハ藩祖政宗卿一御代慶長十年ニ右十郎左衛門中
國ハ罷登リ鉄吹方工仕様相傳仕罷下其品々申上同十一
年本吉郡馬籠村ホテ初テ御炯屋被相立吹方仕筈ニ罷成
候處十郎左衛門儀ト鉄吹方工之方仕候ニ付右助右衛門
山先ニ被仰付鉄吹方總テ指引一式仕御炯屋吹方仕候處
荒鉄モ宜敷出来岩手山御城御普請御用鉄仙臺御城御用
鉄等モ相納其以後引續御用鉄所々以年久敷相納御用立
申候右十郎左衛門曾孫佐藤弥四郎儀数代之勤功を以て
寶永元年ニ御取立被成下候拙者儀モ右助右衛門より引
續き六代山元御用相勤申候處近年ニ困窮仕御鉄方不仕

候

一右助右衛門嫡子六兵衛モ山先相勤御炯屋吹方仕候處早
世仕候

一右六兵衛嫡子三右衛門儀山先相勤罷在候何か永々御重
寶御奉公ニモ罷成候儀モ御坐候ハ、申上度ト心懸罷在
候内延寶八年中國流鉄吹方之儀呂替候儀御坐候由承リ
及候ニ付自分物入ヲ以罷登見分仕度段奉願御暇被下置
罷登其砌道中御塩場所下総之國行徳駿河之國興津神原
伊勢之雲津向之津段々懸廻リ塩煮方并塲拵等薪入方之
様子潮目形等掛合見届中國マテ罷登鉄吹方之儀委細承
届其上播州流石釜煮方之儀共承届候處御國許煮方ヨリ
第一薪拔群入劣リ随分諸入料劣リ塩高モ出増塩性モ宜

敷御坐候ニ付御國元ニテ取立煮方仕候ハ、永々御重寶
ニモ可罷成ト奉存候扱又中國流荒鉄吹方様子御直吹被
成置候テモ可然品々具ニ申上候處御尤ニ被思召中國流
吹方御直山可被仰付由被仰渡右三右衛門共御鉄吹方棟
梁馬籠村弥四郎兩人御郡司様ハ被為呼品々御尋被成候
ニ付委細申上候其以後御塩煮方之儀自分物入を以な
とも取立申度品々可申上と御國之内ニテ場所可然所方
々見分仕候處本吉郡波路上濱場所宜敷潮之様子目形等
モ掛合見申所ニ播州赤穂之潮ニ似寄申候ニ付播州流之
石釜ニテ永々御重寶ニモ可罷成哉ト奉存御塩場取立申
積リ立仕相考申候處大普請ニテ大金相入申儀ニ御坐候
故三右衛門亮人ニテハ成兼申ニ付近村近郡ニ罷在候親

類懇意之者共方掛廻リ相進ノ仲間九人内々申合候上天
和二年七月品々願申上御國流ト上方流ト之御塩煮方御
損徳相考積リ立申上候ニ付右三右衛門御用所ハ被召出
願之通品々被遊御尋候ニ付委細申上候上同年八月廿五
日於御用所ニ如願被仰付翌年正月御金五百切拜借被成
下同二月御當地發足播州ハ罷登候其節御用ニテ他國ハ
罷越候儀ニ御坐候處御外聞ニモ有之候ニ付道中共ニ刀
御免被成下度品々奉願候處無御異儀旨被仰渡右三右衛
門仲間之内志津川町作内東山保呂羽村市左衛門名代五
郎七右兩人同道四月始ニ播州ハ上着五月下旬マテ逗留
石釜流傳授仕候上播州之御領主淺野内匠頭様御役衆迄
願申上功者之塩師兩人拜借雇召連罷下リ右之者貳ヶ年

雇置本國に相送り申時分ハ其段申上内匠頭様江戸御屋敷迄送届内匠頭様御用人黒川小助殿に相渡人請取墨附等拙者手前今ニ所持仕候其後場方ニ付承合申所有之仲間之内右五郎七志津川町仲右衛門兩人播州に為相登申候普請成就仕右石釜ニテ御塩煮方仕候處ニ塩性宜敷塩出増薪抜群入劣リ御山林方御益之方ニ罷成候右并借金五百切煮出塩ヲ以貳ヶ年ニ上納仕候事

一先年ハ御膳御塩上方ヨリ御求メ被遊候處波路上御塩場成就仕御吟味之上貞享元年ヨリ御膳御塩被仰付毎年煮方江戸御臺所仙臺御臺所に為相登御用立眞加至極ニ奉存候事

一御塩場成就仕候ハ、仲間九人之者共持高御素年貞志貫

文五切共御諸役御人足等マテ御免被下置度由前廣願申上置候ニ付御塩場成就仕候以後元禄四年ヨリ右仲間九人持高一口御素年貢ニ被成下御諸役御人足等迄御免被成下御書附面々被下置難有仕合ニ奉頂戴引續御塩煮方御用相勤罷在候事

本吉郡北方波路上播州流御塩師

明和二年 吉 兵 衛

此書面を天正十八年より明和二年まで百七十六年間の佐藤家の勤功を書綴るものにて元禄五年以降のこの製塩場開發に關係の事なき故之を略す

三右衛門天和三年四月作内五郎七同行播州小上着五月下旬まで逗留功者の塩師兩人拜借雇召連罷下貳ヶ

朱書

年雇置き内匠頭様江戸御屋敷まで送届内匠頭様御用
人黒川小助殿に相渡人受取墨附所持をとりて小助の
受取書小を亥十一月十日とあり是乃ち天和三年癸亥
の十一月十日あるへし是小因りて考ふる小塩師の波
路上小滞在あるを二ヶ年小満たさるる無論終小六ヶ
月小も足らざるものゝ如し顧ふ小餘り短日月あり蓋
し吉兵衛ハ三右衛門の曾孫小して明和二年此書面を
仙臺藩に差出時まで製塩場聞發より既小八十餘
年の後ふれを誤聞も有るあらん又誤記も無しと云ひ
難かるへし
斯く證左とあるへきものゝ書類中代筆小もせよ内藏
助書簡と云ふものなき故甚だ望を失ふ又佐藤典二郎

小尋ねし小世の口碑小を傳ふれとも内藏助書簡ハ素
まおし疑らくを淺野内匠頭内黒川小助と有る人受書
を内藏助の書簡とせ小誤り云ひしものならん尚世小
内藏助の書簡ありと傳ふるも何か故有る事小や郷里
の老人小問合すへしとてやかて左の佐藤信次の筆記
を贈り来れり

佐藤信次の談話筆記

淺野内匠頭様御領内にて塩を第一の國産小して石釜小て
煮る上等の塩の製法を他領の人小も教へざるのこあらん
見せし先は三右衛門工夫を廻らし孀婦の家小後家入ると
なす塩場働を業とし二ヶ年小して悉皆傳習し大石内藏助
小哀訴して云ふ私を奥州仙臺領の者小して領内塩小事を

朱書

闕く故小奉公の爲免御當地の製塩の盛なる一見傳習致度
斯く恥かしき事を致し見習申候併ら御國法を犯せし上を
罪科小處せらるゝも御怒み申さば万一赦を給ふものなれ
と歸國致したる上を邦内の爲免小製塩場を開くを御許し
下さるなれと難有仕合と歎願す内藏助其許ハ國家の爲免
嘉みすへき人なま何そ罪科を問ふ可けんや速小歸國して
塩場を開くへし若し事成らされと老練の者を遣はして成
就せし先人と約を三右衛門感涙して赤徳を辞し歸り所々
見立て波路上濱を以て開發の初とせ然れとも大普請大事
業なれと容易ならに依て親戚故舊の金の有る者小謀り製
塩場を開きしも十分ならに上つて
藩主小請ふて帶刀を免せられ大石氏小謝禮を兼て再び老

練者を借ぞ小登りしか内藏助約小違はば兩人を貸し塩場
を開かしむとばふ

三右衛門事内藏助の恩を受けて塩田を開きしを寤寐忘
る能く以然る小元禄十三年内匠頭様小吉良家との出来
事を聞き如何なる事やらん近き所なれと走せ参るへきも
何分遠國故其意を果せ能くはせ免てと音信をかりせま
ほしく思ふ折柄一家中散々かゝる大石も京山科小家居
すと聞き伊勢参宮小事寄せ京山科小立越人と大坂にて茄
子を買ひ山科に立寄りし小こを以か小藝妓数輩寄せ酒
宴最中の容子なれとも一通り姓名を通し其内小入り平日
の疎情を述べ居りし小先小指出せし茄子を臺所の者披露
せし小それをめけらしとて料紙硯箱取寄せて一持つて来

朱書

新書附錄

へ棚小使おかし初茄子ひ」と書きて三右衛門小興けれそ
三右衛門持下りて所持せし小吉良家復讐後内藏助一時小
名高くなりし故秘藏して居りしを御塩方本締某なる人見
せる所あれし一時借るるとして持行き終小返さばと云へり
此事初五郎祖父三右衛門持行きし人の姓名と言ふべし雖
も我が友新藤義左衛門ある人或所かて見せられしと親し
く聞しと何り或は我同家のものならん

信次ハ佐藤三右衛門同家の人かて今六十有餘の老人
なり明和二年の勤功書中十郎左衛門弥四郎の後裔か
り右等の材料小據りて考ふる小三右衛門播州赤穂の
塩塩の諸邦小冠たるを以て之小倣ひ製塩場を開かん
として三百里を遠しとせびして延寶八年より三度赤

穂小至り其師を同行し帰る或も濱大工を雇入れ五ヶ年
の苦辛を経て貞享元年小至りて成功せしとを明ある
事實あり三右衛門ら農家の入夫となり或ハ孀婦の家
小入りて後夫となりしなど内藏助か三右衛門の國禁
を犯せしを免せのこちらに塩師兩人を貸し共へし等
のこの如きと口碑小存するのみあれとも其れ或も然
らん新兵衛と信次との傳ふる所大同小異あり唯元禄
十六年内藏助屠腹す時小年四十五之より逆推して延
寶八年小至れと二十二歳あれと三右衛門の事を聽断
すると二十三歳あるへし是世人の疑を容る所なり
然れとも常人なれも乳臭を脱したるまで年あれと
も内藏助なれも或も常人と異なるものあらん

文義書七段

朱書

三右衛門山科小て茄子の誹歌を興へられしと云ひ
 佐々城朴庵翁の所藏せし茄子の畫賛も波路上塩師の家
 より贈られしと云ふ話をやゝ符合したるやうなれど
 し俳歌ハ七文字ハ値小カまカまカを以テ桐ノを置キの違
 ひありて一を畫賛カとして一を俳歌ノのミ小似カテテ十郎
 是ハ別カ小考カあり然れとも未ダ二つカから一見セ
 ぬ故小其眞實カも鑒定カふカ能カとカされカとカなるカぬ

明治三十五年七月

舊仙臺藩臣一條十郎識

附記

佐藤家歴代系圖及製塩場開發中年表製塩場開發人貞と現
 在子孫との對照表を製し参考の一助と凡
 佐藤家歴代系圖

佐藤越前信貞

佐藤伊豆信時

越前三男葛西左京大夫ニ仕フ

佐藤助右衛門

伊豆嫡子天正十八年葛西家没落後浪人ス
 元和元年政宗卿ニ從ヒ大坂從軍ス

佐藤六兵衛

助右衛門嫡子

佐藤三右衛門

六兵衛嫡子

佐藤 三内 三右衛門嫡子

三九郎 三内嫡子

吉兵衛 三九郎嫡子 明和三年三月二日卒

助十郎 吉兵衛嫡子 寛政二年正月二日卒

勝之助 助十郎嫡子 文化十五年二月十七日卒

佐藤 三右衛門 勝之助嫡子 藩主ヨリ苗字ヲ免セラレ 嘉永四年七月十四日卒

佐藤 半治 三右衛門嫡子 明治三年七月二日卒

佐藤 初五郎 當戸主

製塩場開發中年表 延宝八年着手 貞享元年落成

延宝八年 庚申 三右衛門始メテ 大石内蔵助

天和元年 辛酉 同 年二十三

同 二年 壬戌 同 年二十四

同 三年 癸亥 黒川小助 人受取 年二十五

貞享元年 甲子 濱大工雇入給金 定約書差出ス 年二十六

製塩場開發人貞現在子孫對照表

三九郎吉兵衛上申書
十八人トス
十人トス
開老志

聞老志

勤功上申書
中ノ姓名

現在子孫
信次筆記

馬籠村三内

三右衛門

馬籠 佐藤初五郎

芳賀傳内

志津川町作内

志津川 芳賀東十郎

熊谷太兵衛

熊谷 熊谷太兵衛

氣仙沼市兵衛

氣仙沼 千葉忠右門

東山市郎兵衛

東山 五郎七

東山 鳥畑丈大夫

清水川喜三郎

志津川町

大島 小野寺九兵衛

歌津村仲右衛門

仲右衛門

開老志又古文書中ニモ
大島村ノ人見ハス

同村 市郎兵衛

同村 久内

同村 權兵衛

外ニ濱大工給金定約書ニ高橋五郎ハナル者アリ

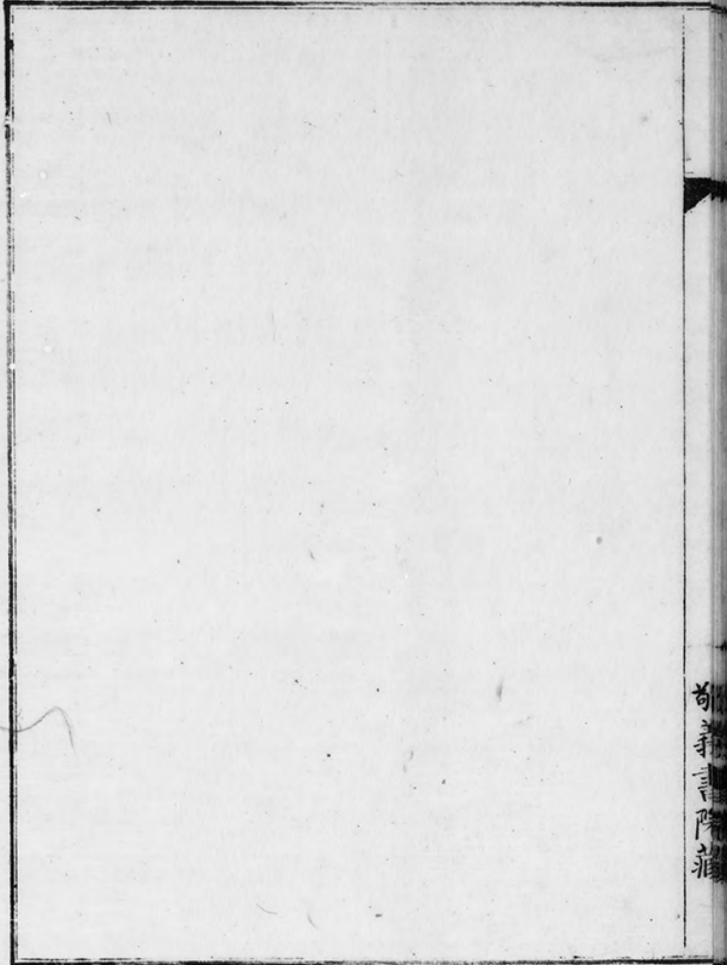


尚書院藏

文庫書目

GANSHODO SHOTEN
KANDA TOKYO
店書密松蔵

51



尚書院



济
Z
6